

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

平泉寺地区（平泉寺、岡横江、大渡地区を除く）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	12 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・法人化された集落営農や認定農業者等に農地集積を進めるとともに、新規就農に取り組めるよう環境を整えていく。
- ・鳥獣害への対策に取り組み、農地を保全していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

勝山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 1 経営体
集落営農（任意組織）	2 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・法人化された集落営農や認定農業者等に農地集積を進めるとともに、新規就農に取り組めるよう環境を整えていく。
- ・鳥獣害への対策に取り組み、農地を保全していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

荒土地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	30 経営体
集落営農（任意組織）	5 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・法人化された集落営農や認定農業者等に農地集積を進めるとともに、新規就農に取り組めるよう環境を整えていく。
- ・鳥獣害への対策に取り組み、農地を保全していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

鹿谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	14 経営体
集落営農（任意組織）	6 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・法人化された集落営農や認定農業者等に農地集積を進めるとともに、新規就農に取り組めるよう環境を整えていく。
- ・鳥獣害への対策に取り組み、農地を保全していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大渡地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・大渡区・下荒井区ともに、未整備圃場を整備することにより、今後、担い手が営農しやすい生産環境を整備していくほか、自己保全農地等への作付を進めていく。
- ・大渡区では、集落営農組織を新規に立ち上げ、この組織に農地を集積し、土地利用型農業の効率化を促進していく。
- ・効率化による余剰労働力を活用し、以前より積極的に取り組まれている花き（菊）や奥越地域の特産物である里芋の生産拡大を図る。
- ・園芸作物は、婦人グループで運営されている直売所を活用し、新鮮な地元野菜や花等の販売も積極的に行っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別所地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・面的集積を進め、ブロックローテーションによる作業効率の向上に努める。
- ・集落にある余剰労働力を活かし、里芋の作付を増やし、収益性の向上を図る。
- ・耕作放棄地化、生産意欲の減退を防ぐため、ネット柵等鳥獣害対策を徹底する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 27 日

勝山市長 山岸 正裕

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大袋・新道地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・面的集積を進め、作業の効率化を図る。
- ・耕作放棄地化、生産意欲の減退を防ぐため、ネット柵等鳥獣害対策を徹底する。